公　　示　　日：2024年11月6日（水）
調達管理番号：24a00751
国　　　　　名：ブータン国
担　当　部　署：JICA ブータン事務所
調　達　件　名：ブータン国コミュニティ・エンゲージメント・プラットフォームを活用した地域住民の包摂的参加促進プロジェクト　生活改善／収入向上支援（教材開発）

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

**1.　担当業務、格付等**

（1）　担当業務　：生活改善/収入向上支援（教材開発）

（2）　格　付　：2 号

（3）　業務の種類：専門家業務

**2.　契約予定期間等**

（1）全体期間：2024年12月中旬から2026年10月下旬

（2）　業務人月：4．33

（3）　業務日数：

| 準備業務 | 各現地業務期間の間での整理／準備業務 | 現地業務 | 整理業務 |
|---|---|---|---|
| 4 日間 | 12 日間 | 100 日<br>（25 日×4 回） | 4 日間 |

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（4）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（1）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1）第1回（契約締結後）：契約金額の20％を限度とする。

2）第2回（契約締結後 13 ヵ月以降）：契約金額の20％を限度とする。

**3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部

（２）　見積書提出部数：1 部

（３）　提出期限：2024年11月20日（水）（12 時まで）

（４）　提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 10 月追記版）」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2024年11月29日（火）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 16 点

②業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験 40 点

②対象国・地域での業務経験 8 点

③語学力 16 点

④その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

| | |
|---|---|
| 類似業務経験の分野 | 教材開発（生活改善についての各種業務経験を有する場合には、高く評価する） |
| 対象国及び類似地域 | 全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

## 5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

内務省地方自治・災害管理局（DLGDM）は 2015 年から 2021 年にかけて JICA 技術支援を受け、複数の地方村落にコミュニティ・エンゲージメント・プラットフォーム（以下「CEP」という）を導入した。CEP とは地方自治を強化するための非公式的組織であり、住民全員が集まり、生活上の課題をコミュニティ内で自助的に解決する術を議論することで、コミュニティ内の連帯及び行政とコミュニティとのつながりを強化し、課題解決を促進するものである。CEP は 5～10 戸で形成され、女性、若者、高齢者などを含む住民全員がメンバーとなる。2015 年から 2021 年にかけて 31 の CEP が組織

された後に、地域社会、政府にもその有効性が認められ、その数は 2024 年 1 月時点で 164 までに増えている。

これまで地方行政セクターでは、技術協力プロジェクト「住民関与を目指した地方行政支援プロジェクト」（2015～2021 年）、ならびに国別研修「地域社会における集落機能向上支援」（2021～2024 年）等を通じて、本案件の実施機関となる内務省地方自治局（DLGDM）と、住民と地方行政をつなぐ自治会の普及と普及を担う人的リソースの育成を行ってきた。

かかる状況を踏まえ、本事業では、①CEP における男女平等参画とこれを通じた地域住民の包摂的な意思決定への参与プロセスの確立、②地元で入手可能な資源を活用した生活改善に取り組む能力の向上、③CEP を活用したジェンダーに関連する課題の対処、を目指している。以上を以って女性を含めた地域住民の声が高いレベルの意思決定プロセスにおいて影響力を持ち、地域住民が入手可能な資源を利用した生活改善を実施する能力がある他地域に展開できる CEP モデルの確立を図り、もって地域社会の男女ともに CEP を通じて意思決定プロセスに積極的に関与する能力が強化されることに寄与することを目的としている。本事業の実施は、男性を巻き込みながら、CEP を通じて女性を取り巻く環境を改善し、政治・社会・経済におけるジェンダーに関連する問題や課題の解決に貢献するものと位置づけられる。なお、ブータンにおける男女は法的に平等であり、一般的にブータンの女性は自由と平等を享受し、他の南アジア諸国と比べて相対的に高い地位にあると言われているが、教育、雇用、意思決定における分野では依然としてジェンダー格差があり、農村部でも都市部でもジェンダーに基づく暴力が問題となっている。これらの課題に対処するためには、地域社会において、女性だけでなく男性も書き込んだ包括的かつ地域に根差した多方面からのアプローチが必要である。

プロジェクトでは、プロジェクト終了後の中長期的普及展開体制の礎となるものとして、生活改善アプローチに精通し、現場で実践するとともに、他の関係者に対して研修を実施できる人材を育成する能力を備えた「生活改善マスタートレーナー」を養成し、国家レベルで人材を確保することを目指す。生活改善マスタートレーナーは生活改善のためのツール（環境点検や季節暦[1]）を使いこなすのみならず、CEP メカニズムにも精通し、CEP による生活改善活動が地方行政の意思決定プロセスを通じて下意上達するプロセスをファシリテートできることが望ましい。このため、これまで本邦研修およびプロジェクト活動を通じて育成されてきた人材の中からマスタートレーナー候補者を

[1] 年間を通じた行事や繁忙期を認識し、暮らしの計画の策定に用いる

選定し、ToT を含む訓練を実施する。

さらにカスケード方式（マスタートレーナーからコミュニティファシリテーター（以下「CFs」）へ）によるコミュニティレベルへの技術移転体制の構築も目指す。

なお、本案件では、長期専門家「ジェンダー主流化/CEP/業務調整」1 名を派遣中であり、本案件全ての活動計画及び遂行の調整業務と共に、DLGDM と CEP モデルの確立を進めている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ブータン国内務省地方自治・災害管理局をカウンターパート（以下「C/P」）として、生活改善に係る活動を中心に、技術移転に必要な教材開発及びコミュニティビジネスに対する助言を実施する。

実施に当たっては、事前の国内作業期間に本邦において本案件関係者からの情報共有及び助言を受け、現地においては派遣中の長期専門家と連携の上、業務を遂行する。当該長期専門家が C/P と共に CEP モデルの確立を進めているため、確立された CEP モデルが対象地域に普及される中で、対象コミュニティにて実施される生活改善のための教材作成及び助言を、本専門家が主体となって担う。具体的担当事項は次のとおりとする。

①教材開発

1） コミュニティにおける生活改善現状把握と研修教材開発を目的とした分析
2） 生活改善にかかる優良事例の特定、分析、まとめ
3） 日本や他国における生活改善の経験を踏まえたマスタートレーナー育成研修のモジュール及び教材開発支援
4） CFs 向けの生活改善ファシリテーションガイド作成支援
5） 既存の CEP ハンドブックの生活改善に係る内容のアップデートに対するインプット

②コミュニティビジネスに対する助言

1） コミュニティで入手可能な資源を活用した収入向上活動に関する助言・支援

③女性及び社会的弱者のエンパワメント向上

1） 本案件はジェンダー案件であり、①②の活動において、ジェンダー課題に

取り組む各関係機関[2]と必要に応じて連携しながら、女性の包括的な活動参画及び活躍の促進を意識した教材作成、コミュニティビジネスへの助言をする。また、障碍者や高齢者といった社会的弱者が取り残されないインクルーシブな活動を目指しており、社会的弱者を包括する視点からも活動をする。

（1）　準備業務（2024年12月中旬～2025年2月中旬）

① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ブータン政府作成の関連報告書等を参照し、ブータンと地方行政の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に地方行政にかかる支援）の概要を把握・分析する。

② JICA ブータン事務所及びプロジェクト専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ ワークプラン（英文）を作成し JICA ブータン事務所による確認ののち電子データで提出する。併せて、プロジェクト長期専門家、C/P 機関にもデータを送付し、業務計画の承認を得る。

（2）　現地業務（2025年2月中旬～2026年10月中旬）

本案件の現地業務は計 4 回、各 25 日を想定している。具体的な現地業務実施時期は、本業務従事者と JICA ブータン事務所と相談の上決定する。なお、初回渡航は 2 月中旬以降から 3 月上旬を想定している。

① C/P 機関及び関係機関からブータンにおける地方行政およびプロジェクト活動に関する情報収集、ヒアリングを行い、現地活動内容の最終化を行う。

② ワークプランに則り、派遣中の他専門家との連携の上、活動を遂行する。

③ 現地業務結果報告書の作成（各現地業務終了時）

・現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

・JICA ブータン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次期現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3）各現地業務機関の間での整理/準備業務

・JICA ブータン事務所に活動の進捗状況報告を行うとともに、今後の活動の方向性について打合せを行う。

---

[2] National Committee for Women and Children（NCWC）、Respect, Educate, Nurture and Empower Women（RENEW）

・次回渡航時の活動方針検討に必要な情報収集を行う。

・必要に応じて、現地 C/P や帰国研修員などの活動を遠隔でサポートする。

・専門家業務完了報告書（和文）を JICA ブータン事務所に提出し、報告する。

（4）整理業務（2026年10月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

・英文 3 部（JICA ブータン事務所、長期専門家、C/P 機関へ各 1 部）

（2） 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

・英文 3 部（JICA ブータン事務所、長期専門家、C/P 機関へ各 1 部）

・和文 2 部（JICA ブータン事務所、長期専門家へ各 1 部）

ただし、第 4 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 4 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

（3） 専門家業務完了報告書（和文3部）

2026 年 10 月 30 日(金)までに提出。

業務完了報告書（和文）を、JICA ブータン事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した研修カリキュラム及び研修教材集については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2024 年 10 月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。航空経路は、日本⇔バンコク⇔パロを標準とします。

（２）　その他留意事項

1）査証取得に係る手続きは、ブータン事務所にて実施します。取得には時間を要しますので渡航の1か月前を目途に資料を提出いただきます。また、滞在期間が1か月を超える場合は、滞在許可証を取得する必要が生じるため事前に調整をいたします。

**10. 特記事項**

（１）　業務日程／執務環境

①　現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。日本の年度末係る現地活動は 3 月 1 週目までに終了するように、年度初めに係る現地活動は 4 月中旬以降で提案してください。

②　現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタント以外に、6. 業務の背景に記載の通り、長期専門家を配置しており、同専門家と連携して業務に従事していただくことを想定しています。

③　便宜供与内容

ア）　空 港 送 迎：プロジェクトが手配する

イ）　宿 舎 手 配：第1次現地業務の到着時のみプロジェクトが手配する。

ウ） 車両借上げ：プロジェクトが手配する

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：C/P 及び長期専門家が行う

カ） 執務スペースの提供：内務省地方自治・災害管理局における執務スペース提供（ネット環境完備）

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA ブータン事務所から配付しますので、bt_oso_rep@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・Project Design Matrix

・CEP ハンドブック

・生活改善マスタートレーナー研修実施報告書（2024 年 8 月実施）

・調査団報告書（2024 年 3 月）

・Assessment Report for Community Participatory Model

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ブータン王国 地方行政支援プロジェクトフェーズ3中間レビュー調査報告書
JICA報告書PDF版（JICA Report PDF）

・ブータン王国 地方行政支援プロジェクトフェーズ3詳細計画策定調査報告書
JICA報告書PDF版（JICA Report PDF）

（3）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全

管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上